

## 名古屋議定書における遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供に係る主な規定

## 第三条 適用範囲

この議定書は、条約第十五条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。この議定書は、また、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの 及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益について適用する。

## 生物多様性条約第八条 生息域内保全

( j ) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

## 第五条 公正かつ衡平な利益の配分

5 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する原住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

## 第七条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供

締約国は、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民の社会及び地域社会が有するものについて、当該原住民の社会及び当該地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保するために適当な措置をとる。

## 第十二条 遺伝資源に関連する伝統的な知識

- 1 締約国は、この議定書に基づく義務の実施に当たり、国内法令に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、必要に応じ原住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例及び手続を考慮する。
- 2 略
- 3 締約国は、適当な場合には、原住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女子を含む。）が次のことを行うことを支援するよう努める。
  - (a) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する慣例を発展させること。
  - (b) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための相互に合意する条件に関する最小限の要件を定めること。
  - (c) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の配分のための契約の条項のひな型を作成すること。
- 4 締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、原住民の社会及び地域社会の内部並びにこれらの社会の間における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用慣行及び交換をできる限り制限しない。